

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第366号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年9月2日 09時00分ごろ	
発生場所	兵庫県明石市藤江沖	
事故等調査の経過	平成21年12月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第八松陽丸、19トン 270-41247兵庫、松陽建設株式会社 B 台船 第五松陽号、16m×54m×3m なし、松陽建設株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A 推進器翼に曲損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、消波ブロック約5トンを積載したB船を押して、明石市藤江沖の工事区域に向けて航行中、平成21年9月2日09時00分ごろ、船底に衝撃を受けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約2.1m/s 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、明石市藤江沖の工事区域において、B船を押して航行中、浅所があることを承知していたが、操船を適切に行わなかったため、A船が浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が明石市藤江沖の工事区域において、B船を押して航行中、操船を適切に行わなかったため、A船が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	